平成２２年（フ）第４１５９号
札幌市南区藤野２条７丁目11番14号
債務者　竹田　幸紘
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　悟志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２号
大分県杵築市大字大内4608番地
債務者　君園　晴美
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永松　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第２０４３号
札幌市白石区南郷通20丁目南２番41号　Ｒａｆａｙｅ：ｎａ－60ｚ号
債務者　秋山太加幸
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３号
栃木県小山市暁２丁目７番５号
債務者　島野　安夫
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　峰和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１７６７号
愛知県一宮市祐久字九百坪148番地１
債務者　服部　　満
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒尾　直志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７２号
宮崎市平和が丘東町22番地20
債務者　野尻　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２７号
宮崎県日向市曽根町１丁目134番地
債務者　有村　健一
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五嶋　俊信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第３１号
三重県尾鷲市中村町８番18号
債務者　植野惠美子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第１６７号
愛知県津島市鹿伏兎町下春日台18番地11
債務者　高平　長吾
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　伸二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６５２号
北海道江別市朝日町32番地の５
債務者　高橋真寿美
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７７０号
札幌市南区中ノ沢１丁目１番１―705号
債務者　杉本　　繁
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７７１号
札幌市南区中ノ沢１丁目１番１―705号
債務者　杉本　聖子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７８９号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地８　道営住宅Ｄ９―504
債務者　小松紀美恵
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８６９号
札幌市手稲区稲穂３条６丁目１番18号　第２エスコート201号
債務者　安達　和枝
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９３７号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目13番25号　三沢ハイツ306号
債務者　工藤　　隆
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９９２号
北海道石狩郡当別町東町114番地　町住459号
債務者　島谷　昭子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1543番地１　ダイアパレス県立女子大前211号
債務者　刈谷諭美子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
前橋地方裁判所